

平成 20 年 4 月 21 日

財務省大臣官房政策金融課 御中

全 国 銀 行 協 会
業 務 部

「株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令案」に対する意見書の提出について

平成 20 年 3 月 26 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令案」に対する意見等

該当箇所	意見等
(全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機対応業務は、従来、政策金融機関が担っていた機能を、日本政策金融公庫と民間金融機関等との協調に切り替えるものである。従って、危機対応業務の範囲（地域、危機の種類等）、貸付条件、審査基準などにおいて、危機に際して民間金融機関ができる限り参加しやすい（＝利用者が広く活用可能な）、フィージブルなスキームとしていくことが重要である。 ・ 危機対応業務によりリスク補完を受ける対顧貸付について、金融機関における引当、自己査定、金融検査マニュアル、自己資本比率規制等の取扱方法について、書面等にて明示いただきたい。また、危機対応業務で貸付を行ったものについて、引当・自己査定・自己資本比率規制等の取扱に関する特例や、発生するコストについての税制面の手当等を検討いただきたい。 ・ 危機対応の発動基準の明確化をお願いしたい。 ・ 危機対応業務の本来の目的を実現する観点から、保証割合については、「責任共有制度」における保証協会の保証割合を超える水準としていただきたい。 ・ 危機に認定されるような事態が発生した場合は、政府としても公的金融機関や信用保証協会等公的保証制度の拡大を従来同様に実施し、民間金融機関と協働で危機に対応していただきたい。
(危機対応円滑化業務実施方針) 第3条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項第1号に規定する貸付金は、会計処理上、どのように位置づけられるのか。 ・ 補填を受ける対象債権の管理方法を具体的にお示しいただきたい（引当・リスクアセット等）。
(業務規定の記載事項) 第5条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条第1号について、株式会社日本政策金融公庫法第20条第1号の通り、業務規程の変更は全て主務大臣の許可事項となっていることから、金融機関の組織変更等により頻繁な変更申請が発生し、過度に実務負担が発生することがないように、業務規程における具体的な規定ぶりについて検討願いたい。 ・ 第5条第1号ハ「監査の実施に関すること」は、金融機関の通常の与信管理体制に関する監査との理解でよいか。

	<ul style="list-style-type: none">・ 第5条第1号ニ「危機対応業務を行う地域に関する事」について、地域を限定して対応することが可能か。・ 第5条第2号について、危機の種類、危機対応貸付等の対象先、資金使途は、業務規程にどの程度具体的に記載する必要があるのか、お示しいただきたい。また、業務規程に規定した事項は、幅広に規定し、都度の実施内容については、当該規定の範囲内で個別に判断することが可能か。例えば、危機対応業務を行う地域について、業務規程では「全国」としたうえで、危機発生の都度、「今回は首都圏のみ」等とすることは可能か。・ 第5条第2号について、顧客に対する危機対応貸付等の審査基準や貸付条件（貸付金利、貸付期間等）は、債務者の信用状況に応じ、指定金融機関が一般の与信審査・手続に準じて定めるとの理解でよいか。・ 危機対応ということで、特別審査のスピードに迅速性を求められることはないかと理解してよいか。・ 第5条第6号について、危機対応業務のうち委託できる範囲を明示願いたい。例えば、約定書類の管理や実行事務を一般与信と同様に関連子会社に委託することは可能か。・ 実施方針に定めがある資金についても、監督官庁の検査は通常の融資と同等の基準となるのか。・ 大規模災害等で金融機関自体が被災し、資金の貸付等が行えない事態に陥った場合でも、業務規程に定めた事項の実施についての義務を問われるのか。
<p>(帳簿) 第11条関係</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 第11条第2項の「帳簿」として記載する内容や保存方法（紙媒体、データベースでの保存可否等）をより具体的にお示し願いたい。